

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年9月定例会

議案の 件名	議案第48号 四條畷市交野市清掃施設組合格約の一部を 変更する規約について	政策等 の区分	計画・事業・条例 その他（規約）
-----------	---	------------	---------------------

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
四條畷市交野市清掃施設組合にかかる施設の名称、組織及び共同処理の事務等の基本的事項を定めたもの。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果〉				
交野市と四條畷市では、一部事務組合の四條畷市交野市清掃施設組合を設置して、これまで四條畷市清滝の処理場でごみの焼却処分をしていたが、施設の老朽化もあり、現在交野市私市地区に新ごみ処理施設を建設しており、この施設においては可燃ごみの焼却処理に加えて、粗大ごみ、びん・缶等の処理を行うことに伴い、共同処理する事務及び事務所の位置、また、現行規約では管理者の不在期間が長くなることや、関係市の長が執行機関の組織に該当しない恐れが生じることから、併せて執行機関の組織及び選任方法について、組合格約の一部を変更するもの。	これまで構成市単位で行っていた粗大ごみ及び資源ごみの処理を統合することで一定の費用対効果の効率化が見込まれる。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
平成22年8月に新ごみ処理施設整備に係る「環境影響評価方法書」を策定し、建設予定地周辺住民への説明にも努め、各地域との建設工事に係る協定を締結し、建設工事に着手した。	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		マナーを守り周囲に迷惑になるようなことをしないよう心がけている。 暮らしに役立つ情報が、わかりやすく、すぐ手に入る。		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称	東部大阪都市計画ごみ焼却場（都市計画変更）			
策定年度	平成25年9月2日（変更）				
計画期間					
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
〈政策等の実施時期〉		告示で定める日			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
環境部	環境総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表）			

四條畷市交野市清掃施設組合同規約（昭和41年1月20日許可）新旧対照表

新	旧
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、<u>ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、大阪府<u>交野市大字私市3029番地1</u>に置く。</p> <p>(執行機関の組織及び選任方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>管理者は、関係市の長から互選により選出する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、管理者以外の関係市の長である副管理者がその職務を代理する。</u></p> <p>5 <u>管理者及び管理者以外の関係市の長である副管理者ともに事故あるとき又は欠けたときは、管理者の属する市の副市長である副管理者がその職務を代理する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、<u>ごみ焼却場</u>の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 この組合の事務所は、大阪府<u>四條畷市大字清滝1051番地</u>に置く。</p> <p>(執行機関の組織及び選任方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>管理者は、組合議会において関係市の長から選任する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(職務代理者)</p> <p>2 <u>この規約により、管理者が選任されるまでの間、管理者の職務は関係市の長が互選した職務代理者がその職務を行なうものとする。</u></p>